

■ 介護予防の推進

介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行うものですが、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人一人の生きがいや自己実現のための取組みを支援して、生活の質の向上を目指すものです。

一方で、これまでの介護予防の手法は、心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練に偏りがちであり、介護予防で得られた活動的な状態をバランスよく維持するための活動や社会参加を促す取組みが必ずしも十分ではなかったという課題があります。

このような現状を踏まえ、これからの介護予防は、機能回復訓練などのアプローチだけではなく、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれた取組みが重要です。

そのため、現行の介護予防事業を見直し、一次予防事業（主として活動的な高齢者を対象とした事業）と二次予防事業（要介護状態等となるおそれのある高齢者を対象とした事業）を区別せずに、すべての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」として再構築し、より効果的・効率的な介護予防の取組みを推進します。

また、リハビリテーション専門職等を生かした自立支援に資する取組みや、住民が主体となって行う介護予防活動を広く展開し、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりの推進について検討し、要介護状態になっても、生きがいや役割を持って生活できる地域の実現を目指します。

なお、事業の開始時期は、介護予防・生活支援サービスと同様、平成29年4月までとします。

